

平成 24(2012)年 3月 2日

南三陸町

独立行政法人 都市再生機構

東日本大震災関係

南三陸町の復興まちづくりの推進に向け協力 ～南三陸町とUR都市機構が覚書を交換～

3月2日、宮城県南三陸町における復興まちづくりを円滑に推進するため、南三陸町とUR都市機構は、相互協力を確認する覚書を交換しました。

この覚書は、町がURに対して「復興まちづくりの計画策定」、「復興整備事業(※)の実施」及び「災害公営住宅の整備」についての協力を確認し、事業の進捗を図っていくものです。

※東日本震災復興特別区域法第74条に規定される復興整備事業

- ・別添1： 覚書
- ・別添2： UR都市機構による震災復興の住まいづくり
－災害公営住宅建設の支援－
- ・別添3： UR都市機構による震災復興まちづくり
－復興整備事業支援－

○ お問合わせは下記へお願いします。

南三陸町復興事業推進課 課長 及川 電話 0226（46）1379

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援事務所

計画調整チーム チ-ムリ-ダ- 池田 電話 022（748）1086

南三陸町と独立行政法人都市再生機構との東日本大震災に係る
復興まちづくりの推進に向けた覚書

南三陸町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、相互のパートナーシップを確認し、東日本大震災の被災地域における復興まちづくりを推進するため、次のとおり覚書を交換する。

（相互協力）

第1条 甲及び乙は、南三陸町における復興まちづくりについて相互に協力し、誠意をもって協議を行い、円滑な推進に努めるものとする。

（役割分担等）

第2条 乙は、甲が実施する次の各号に掲げる事項について、必要に応じ、協力するものとする。

- 一 復興まちづくりの計画の策定
 - 二 復興整備事業の実施
 - 三 災害公営住宅の整備
 - 四 その他甲乙が必要と認める事項
- 2 甲及び乙は、復興まちづくりを円滑かつ効果的に進めるため、前項各号に掲げる事項の実施に関し、必要な情報交換を行うものとする。
- 3 乙が第1項の規定に基づく協力を当たっては、その具体的な内容について甲乙協議し、合意の上、別途協定書を締結するものとする。

（その他）

第3条 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

平成24年3月2日

甲 宮城県本吉郡南三陸町志津川字塩入77番地

南三陸町長

乙 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1
独立行政法人都市再生機構

理事長

<東日本大震災におけるURの支援状況>

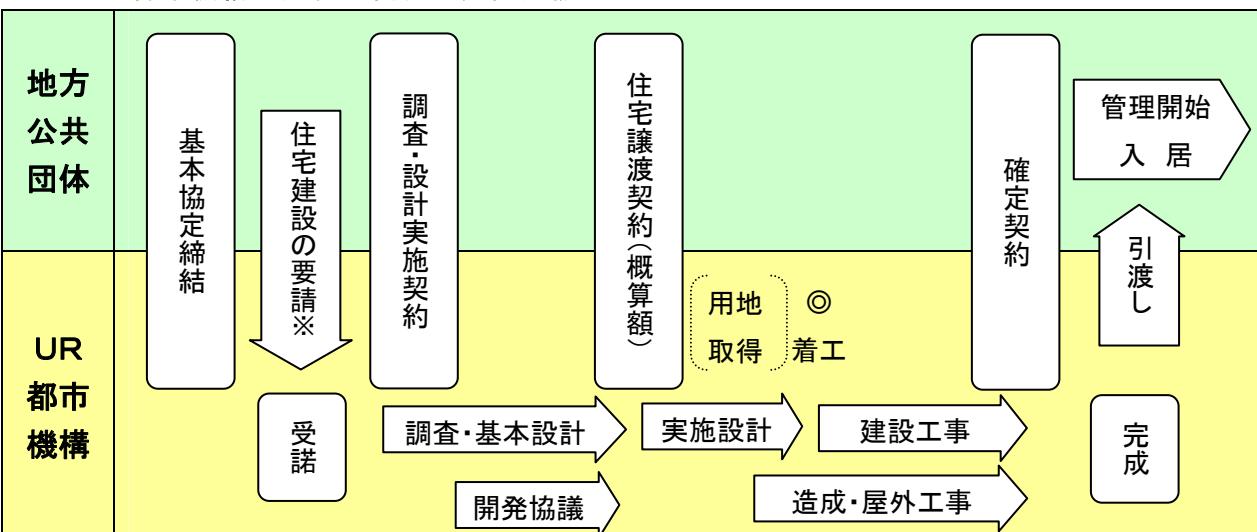
- 被災者の方に一定期間無償でUR賃貸住宅を提供
- 応急仮設住宅用地の提供(仙台市あすと長町地区、いわきNT地区、盛岡南新都心地区)
- 応急仮設住宅建設に延べ181人を派遣(岩手県、宮城県、福島県)
- URの震災復興支援体制(平成24年2月1日現在)
 - 現地体制は73名(宮城・福島震災復興支援事務所39名、岩手震災復興支援事務所34名)
 - うち、復興計画策定等の技術的支援のため、次の17市町村に34名を派遣

<岩手県>宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、野田村 <宮城県>石巻市、気仙沼市、名取市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、女川町、南三陸町 <福島県>新地町

<参考>阪神・淡路大震災におけるURの支援活動

- 延べ 7,300 人を派遣し、建物応急危険度判定、宅地被害対策調査、応急仮設住宅建設を支援
- 最大 260 人体体制の震災復興事業本部を設置し、復興まちづくりを支援
- 国・兵庫県・被災市と共同で災害復興住宅設計指針を策定
- 当初 3 年間で約 18,600 戸の災害復興住宅を整備
- 被災者・地権者等の合意形成を図り、市街地の復興事業を推進
 - ・市街地再開発事業 5 地区 ・土地区画整理事業 4 地区 ・住宅市街地総合支援事業 14 地区

◎ UR都市機構の災害公営住宅建設支援フロー



※UR都市機構は、独立行政法人都市再生機構法第14条第3項に基づく地方公共団体からの要請に基づき住宅建設します。

<お問い合わせ先>

- ◎独立行政法人 都市再生機構 (<http://www.ur-net.go.jp/>)
 震災復興支援室 〒231-8315 神奈川県横浜市中区本町 6-50-1
 Tel 045-650-0478 Fax 045-650-0366
 宮城・福島震災復興支援事務所 〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町 5-2-38
 Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087
 岩手震災復興支援事務所 〒020-0871 岩手県盛岡市中ノ橋通 1-4-22 中ノ橋 106 ビル7階
 Tel 019-604-3066 Fax 019-604-3028

UR都市機構による震災復興の住まいづくり

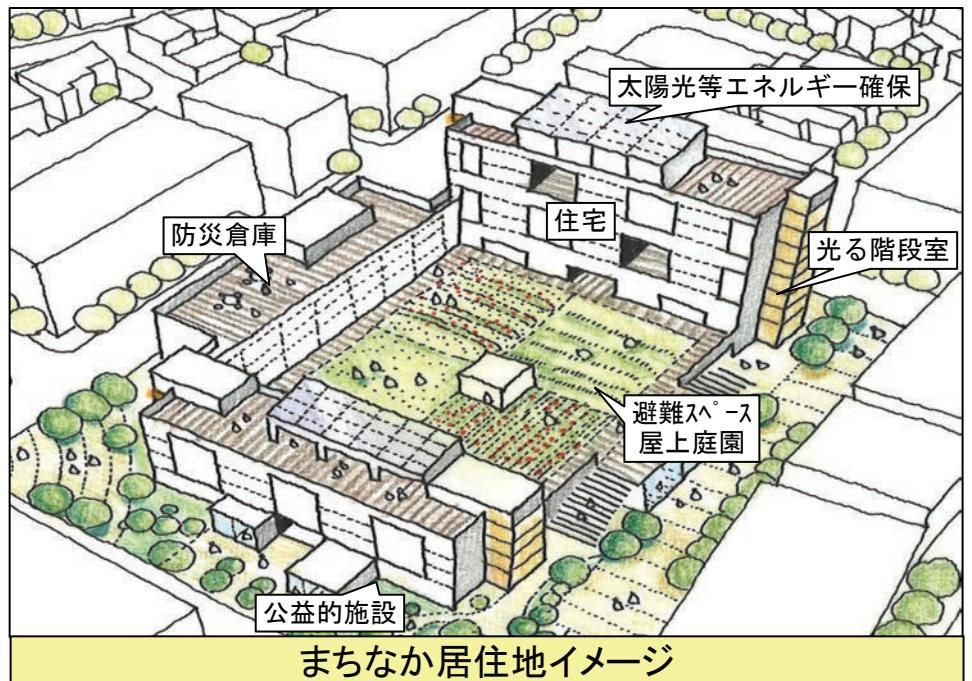
—災害公営住宅建設の支援—



——街に、ルネッサンス——



UR
都市機構



UR都市機構の総合力を活かした復興住宅支援

○豊富な実績

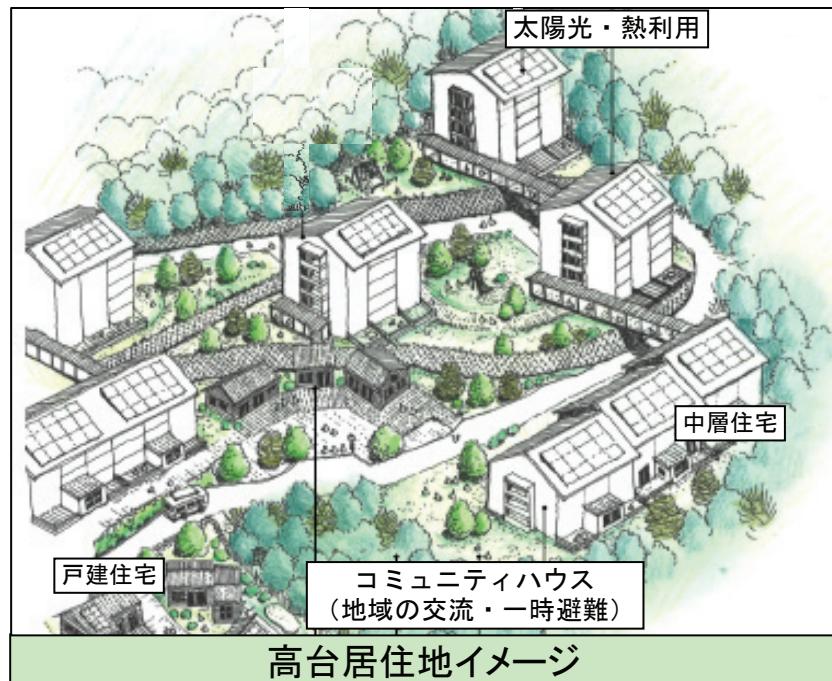
UR都市機構は、国の政策実施機関として半世紀以上にわたり、「人が輝く」まちづくり・住まいづくりをめざし、さまざまな取り組みを実践してきました。全国で約76万戸のUR賃貸住宅を管理するとともに、兵庫県や新潟県で震災復興の住宅建設、再開発・区画整理事業に取り組んできました。

○安心の技術力

計画策定から、用地調査、造成、設計、建設、工事監理まで一貫して、経験豊富な各分野のエキスパートが復興住宅建設を支援します。

○迅速な行動力

東日本大震災の早期復興のため、URのマンパワーが活用できます。平成7年の阪神・淡路大震災では、当初3年間で約18,600戸の災害復興住宅を建設しています。



UR都市機構が提案する災害復興のすまいづくり 4つのキーワード

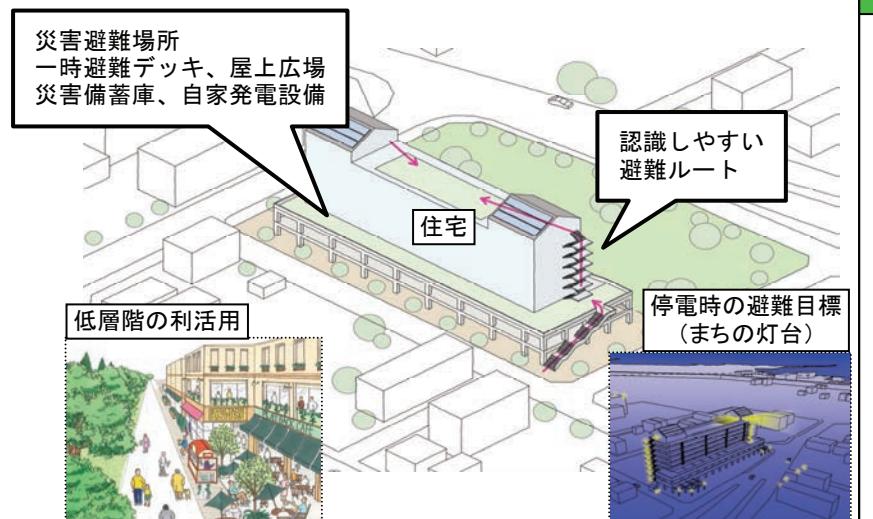
1 地域の防災拠点整備

●津波避難ビルとなる復興住宅

- ・高台避難が困難な市街地では、復興住宅に設置する安全な高さのデッキや屋上広場への避難が有効。津波避難ビルとして活用。
- ・災害備蓄倉庫や自家発電装置設置で、数日間滞在できる避難所として利用。停電時に避難の目印となる「まちの灯台」

●低層階の活用による賑わいの創出

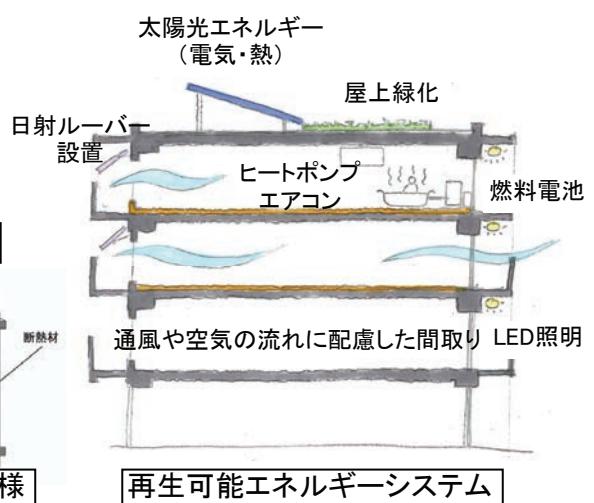
- ・住宅の低層部は、耐震・耐波性能を確保の上、賑わい施設や駐車場として利用



3 環境への配慮

●省エネ徹底住宅

- ・高気密・高断熱住宅 (二重サッシ・ペアガラス・屋上緑化)
- ・省エネ設備の導入 (LED照明・節水・節湯水栓・高効率給湯器)



2 高齢者・子育て層の安心居住

●高齢者の安心居住

- ・住み慣れた地域で、できるだけ長く在宅生活を続けられる住空間
- ・交流施設の設置や見守りサービスの提供
- ・徹底したバリアフリー対策

●地域の福祉拠点整備

- ・地域介護・医療・子育て等のサービス拠点の併設
- ・地域の民間事業者、NPO法人との連携



4 地域に根ざした住宅建設

●地域密着の住宅計画

- ・地域の風土、歴史、特色を生かした住宅計画の提案
- ・被災者の意見を反映した住宅計画づくり



●地元産業の活性化

- ・公共団体の要請により、地元事業者や地元木材等の活用



●地域の景観に配慮

- ・地域のまちなみや美しい景観に配慮した計画づくり



UR都市機構による震災復興まちづくり — 復興整備事業支援 —

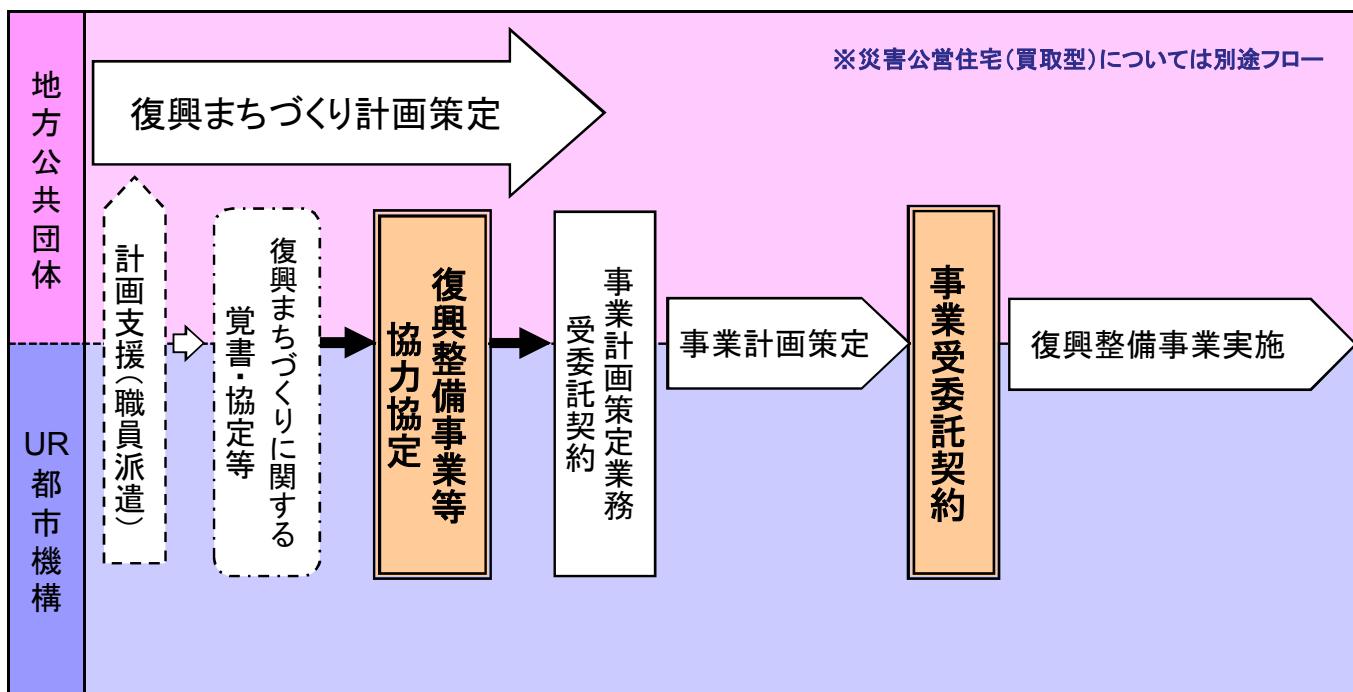
■ 復興特区法におけるUR都市機構の位置づけ

「東日本大震災復興特別区域法」において、UR都市機構は、従来の業務のほか、委託に基づき、
復興整備計画に記載された復興整備事業を行うことができることとなりました。

- ・土地区画整理事業の受託
- ・防災集団移転促進事業の受託
- ・災害公営住宅整備事業の受託※ 等

※ 災害公営住宅整備事業(買取型)
については都市機構法(第11条1項16号)において規定

■ UR都市機構の復興整備事業基本支援フロー



<お問い合わせ先>

◎独立行政法人 都市再生機構

宮城・福島震災復興支援事務所

〒982-0111 宮城県仙台市太白区長町5-2-38

Tel 022-748-1086 Fax 022-748-1087

街に、ルネッサンス



UR都市機構